

## 様々な人権問題

### 女性

性差により女性が不利益を受ける問題があります。女性に対するあらゆる暴力（DV※1、セクハラ※2、性犯罪、ストーカー行為等）が根絶されること、就職・昇進による性差がなく、女性個人の意思であらゆる分野に参画できること、女性の育児・介護負担などに性差がないことなどの社会実現が求められています。

### 子ども

日本は1994年「子どもの権利条約※3」を批准し、子どもの生命・人権を守り健やかな成長をめざして取組を行っています。児童虐待、児童買春、児童ポルノ、薬物乱用等の防止に関する法整備を図っています。また学校でも児童生徒の成長に重大な影響を与えるとしていじめ、暴力行為、不登校、体罰等の対策が行われています。

### 高齢者

人はいくつになっても生きがいをもち、安心して自立した生活を送りたいと願っています。しかし、身体・精神的衰えの理由による高齢者に対する就職差別や、要介護者への身体・心理・経済的虐待等が増えています。高齢者の心情に寄り添い、地域全体が高齢者を支え、生活の質を向上させていくことが対策として求められています。

### 障害者

日本は1990年代にノーマライゼーション※4の考え方を導入し、ともに幸福な人生を目指して暮らすことを社会の基本としています。障害がある人を特別視するのではなく、一般社会の中で生活しやすいように環境を整え、障害の有無にかかわらず、個人がもつ意欲と能力を發揮できる社会の実現が大切です。

### 部落差別（同和問題）

日本の歴史過程でつくられた身分差別により、同和地区と呼ばれる特定の地域出身であることやそこに住んでいることを理由に、就職や結婚の際に差別を受けることがあります。根拠のないうさや固定観念にとらわれず、正しい認識をもつことが大切です。

### 外国人

言語や宗教、生活習慣の違いから、様々な問題が発生しているほか、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が行われるなどの問題もあります。互いに尊重し合い、ともに暮らしていく多文化共生の意識をもつことが大切です。

### HIV感染者・ハンセン病患者及び元患者

医学的に不正確な知識や過度の危機意識は、HIV感染者やハンセン病患者等への偏見や差別意識を生んできました。病気について誰もが正しく理解し、患者が安心して医療を受けられることができ、自立した生活を送ることができる社会の実現が求められています。

### 犯罪被害者とその家族

犯罪被害者やその家族は、事件の直接的被害のほかに精神的・経済的負担にさらされます。また風評や報道によりプライバシーが侵害される等の二次的被害もあります。犯罪被害者やその家族の置かれた立場とその心情をきちんと理解し社会全体で支えられていくことが求められています。

### インターネットによる人権侵害

インターネットは、気軽に情報発信ができる特性から、トラブルに発展するケースが多発しています。また、一度掲載された情報は掲載した人の意思にかかわらず、広がる可能性が大きいです。一人一人が他者の人権への配慮に心がけ、適切な情報管理をしていくことが求められています。

### 災害に伴う人権問題

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故では、被災者や福島への偏見や差別といった風評被害や避難した子どもへのいじめなどの問題が発生しました。災害は、発生後の救済・復旧・復興のすべての過程において「人権」の視点で捉えることが必要です。

### アイヌの人々

古くから北海道を中心に住んでいたアイヌの人々は、独自の文化や伝統を築いてきました。しかし、今なお結婚や就職における差別が残っています。少数民族であるアイヌの人々の文化・伝統を学び理解することで、アイヌの人々の尊厳を尊重することが大切です。

### 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人には、更生の意欲があっても、周囲の偏見や差別意識によって、就職を断られたり、入居を拒否されたりするなど、社会復帰が困難となる問題があります。刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を送るためには、周囲の理解と協力が必要です。

### 性的指向・性自認にかかわる人権問題

性のあり方は、一人一人異なります。恋愛対象が同性や両性に向かう人、体の性と心の性に不一致を感じる人などさまざまです。しかし、周囲からの偏見や差別により、日常生活で不自由を感じている人がいます。社会全体が、性に対する多様なあり方についての理解を深めていくことが大切です。

### ホームレス等生活困窮者にかかわる人権問題

様々な事情で経済的に困窮な状況となり、やむにやまらず公園や道路などで生活している人々がいます。こうした人々が、嫌がらせや暴行を受ける問題や社会とのつながりが薄れ、自ら助けを求められないなどの問題があります。相談窓口の周知や個々の状態に応じた支援が必要です。

### 北朝鮮当局による拉致問題

1970～80年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となり、その多くは北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになりました。日本政府は、これまでに2002年に帰国した5名を含め17名を拉致被害者として認定しています。拉致問題早期解決には、国民と国際社会の理解と支持が大切です。

### 新型コロナウイルス感染症に関連した人権問題

#### 働く人の人権問題

人権を取り巻く状況の大きな変化や令和2年度に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果を踏まえ、「栃木県人権施策推進基本計画(2016～2025) 増補版 令和3年9月」に新たな人権課題として、新規追加となりました。

※1 DV…Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略称で、配偶者からの暴力です。また、デートDVとは交際相手など親密な関係にある人（配偶者を除く）からの暴力のことです。 ※2 セクハラ…セクシュアル・ハラスメントの略称で、性的な言葉や行為で行う性的嫌がらせのことです。 ※3 「子どもの権利条約」…国際連合が1989年に採択した「児童の権利に関する条約」の通称です。 ※4 ノーマライゼーション…障害者の生活をできるだけ一般の市民と同様な生活に近づけることで、障害の有無にかかわらずともに生きる社会が本来の社会であるという考え方のことです。1994年「障害者差別解消法」改正により導入。

#### 【参考】

「人権について考える～人権って何だろう?～」栃木県 平成30年3月  
 「人権の窓（高校1年生学習資料）」栃木県教育委員会 平成30年6月  
 「栃木県人権施策推進基本計画(2016～2025)」増補版 栃木県 令和3年9月

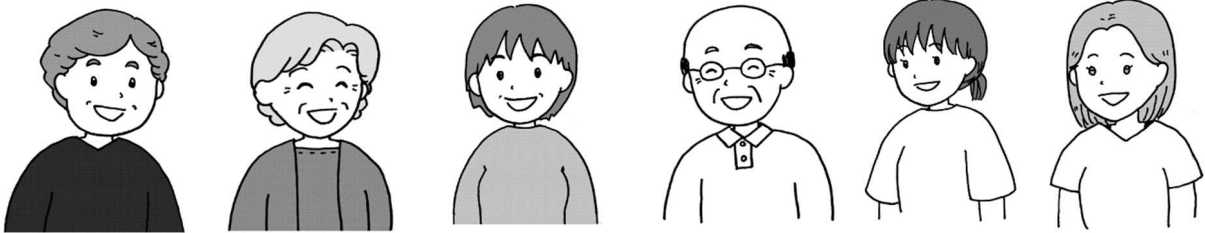


お問い合わせ

人権教育に関する出前講座や研修について、御相談・御依頼等ありましたら、下記まで、お問い合わせください。

お問い合わせ

河内教育事務所（宇都宮市・上三川町）	TEL 028-626-3183
上都賀教育事務所（鹿沼市・日光市）	TEL 0289-62-7167
芳賀教育事務所（真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町）	TEL 0285-82-3324
下都賀教育事務所（壬生町・野木町・小山市・栃木市・下野市）	TEL 0282-23-3422
塩谷南那須教育事務所 （矢板市・さくら市・那須烏山市・塩谷町・高根沢町・那珂川町）	TEL 0287-43-0176
那須教育事務所（大田原市・那須町・那須塩原市）	TEL 0287-23-2177
安足教育事務所（佐野市・足利市）	TEL 0283-23-1471
総合教育センター生涯学習部	TEL 028-665-7206
栃木県教育委員会事務局生涯学習課	TEL 028-623-3404



過年度の指導資料について

本県では、昭和 53（1978）年度から、同和教育における指導資料の作成に計画的に取り組んできました。平成 9（1997）年度から、参加体験型学習（ワークショップ）を取り入れた「社会同和教育指導資料」を、平成 14（2002）年度以降は「人権に関する社会教育指導資料」を作成し、ホームページに掲載しています。

また、平成 30（2018）年度から、人権に関する社会教育指導資料を県内関係各所にデジタルデータ（CD-ROM）で配布しています。講座で活用できるスライド（パワーポイント）も収録していますので、御活用ください。

栃木県 人権 指導資料

検索



人権ワークショップ 2020

令和 2（2020）年は、世界中の国々が「新型コロナウイルス感染症」による影響を受け、日常生活を含めた様々な活動が制限される状況となり、新型コロナウイルス感染症に係る差別やいじめが社会問題となりました。そこで、人権教育指導者への支援の一助となるよう既存のプログラムの手法を活用して「新しい生活様式」の下でも活用可能な資料を作成いたしました。

①講座の時間

- ・可能な限り学習者が「密閉」された中で「密集」する時間が長くないように、プログラムの実施目安時間を 40 分としています。学習環境により、学習者同士で行う意見交換の回数や、ワークシートに取り組む作業時間等で、学習時間の調整が行えます。

②学習者の活動内容

- ・学習者同士の「密接」を避けるために、意見の共有は、ファシリテーターが集約して学習者に伝えるなどとしています。プログラムの肝要なところ、学習者に気付かせたいところに意見交換の時間を絞り、プログラムのねらいが達成されるようにしています。

③プログラムの構成

- ・様々な学習環境に対応できるように、アイスブレーキングとメインアクティビティとなるプログラムを分けて掲載しています。アイスブレーキングには、本資料集で対応するプログラムも併記しているので、ファシリテーターが自由に組み合わせて現況を考慮した学習プログラムが構築できます。



作成したプログラム等

- 1 【その他の人権問題】あなたならどうしますか？
- 2 【子どもの人権】たすけて、は見えにくい
- 3 【インターネットによる人権侵害】見えてる？見えてない？
- 4 【新しい生活様式】における学習の手法
- 5 【新しい生活様式】における人権が尊重された雰囲気や環境づくりの手法